

技術系国家公務員の採用強化に関する検討会の開催について

令和7年12月2日
関係省庁等申合せ
令和8年2月19日
一部改正

1. 近年、社会全体で理系の人材確保が困難となっており、国家公務員採用試験、特に地方機関で採用される一般職技術系区分への申込者数の減少が顕著となっている。このような状況を受け、技術系人材の確保に向け、各省庁が連携して採用強化のための施策を検討し、円滑に実施するため、「技術系国家公務員の採用強化に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。
2. 検討会は、人事院及び内閣官房内閣人事局で主催し、次の省庁を構成員とする。また、会計検査院、金融庁及びデジタル庁はオブザーバーとして参加する。構成員は必要に応じて追加できるものとする。

宮内庁、警察庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、特許庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制庁、防衛省、防衛装備庁
3. 検討会は、随時開催する。
4. 技術系採用に係る特定の論点について、実務的な検討を行うため、必要に応じてワーキンググループを開催することができる。
5. 検討会の庶務は、人事院人材局企画課及び内閣官房内閣人事局人材確保担当において処理する。
6. 前項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、別途申合せ等により定める。